

上牧町補助金制度等に関する意見書

上牧町補助金制度検討委員会

平成23年10月

1 はじめに

当委員会は、上牧町長から諮問を受け、今日の社会情勢と当町の財政状況を踏まえつつ、補助金が有効かつ適正に運用されるよう補助金交付基準を検討し、新たに作成した。併せて、現在交付されている補助金について個々に審議し、必要と考える見直しを行なった。

- ・当委員会は、「上牧町補助金制度検討委員会設置要綱」に基づき、平成22年10月にスタートした。
 - ・委員は、広く町民の意見を反映するため、公募を中心に町長から委嘱された一般住民10名で構成されている。
 - ・事務局は、総務課が務めた。
 - ・当委員会の役割は、設置要綱第2条に規定されているとおりであるが、大きく、次の二つの課題に取り組んだ。
 - i 補助金交付基準ならびに、補助金交付評価表（チェックシート）の作成
 - ii 現行の個別の補助金の評価と今後の方向性の提示
- 対象としたのは事務局から示された補助金（38件）である。
- ・委員会は、平成22年10月28日を第1回とし、補助金交付基準（評価表含む）の検討段階は月1回開催、個別の補助金交付評価の段階に入ってから、平成24年度の予算編成に間に合わせることを目標に月2回開催のペースで検討を進め、平成23年10月6日の第18回開催をもって業務を終了した。
 - ・補助金交付基準（評価表含む）の検討段階は、委員会は公開（議事録も公開）としたが、個別の補助金交付評価の段階は、利害関係者に気遣うことなくフリーな議論を確保するため、非公開とした。

2 補助金交付基準（評価表含む）の検討、作成

議論の最初に、当町の補助金の現状と課題・問題点を取り上げた。

(1) 当町の補助金の現状

現行の補助金については、「団体等に対する補助金等の交付要綱」に基づいて交付が行なわれているが、内容に課題が多く、また補助事業の評価や補助交付の効果などについての検証が行なわれないまま交付が行なわれている。その結果、固定化した団体に長期に亘って補助が継続して行なわれている。

一方、補助金の総額は、当町の財政状況を反映してこの数年削減されてきており、年度別推移は下表のとおりである。削減の手法は、個々の補助金の中身を分析評価して行なうものではなく、概ね一律方式によっている。

(単位：百万円)

年度	H18	H19	H20	H21	H22
補助金総額	77	64	50	44	45

(2) 当町の補助金の課題

当委員会で出された現状の補助金ならびに補助金制度についての課題・問題点の主なものは次のとおりであった。

- ①長期に亘って既得権化しているものがあるのではないか
- ②補助金の多くは、団体の運営費の補助（人件費、物件費など）に恒常的に充てられており、自立に向けた自助努力を阻害しているものがあるのではないか
- ③補助金の使途に、飲食や懇親会など適切さを欠くものがあるのではないか
- ④多額の繰越金があり、補助金の必要性を認められない団体があるのではないか
- ⑤補助金交付の効果が検証されていないのではないか
- ⑥補助金交付団体と類似の活動を行っている団体とのバランスを失していることがあるのではないか
- ⑦補助金の交付基準がオープンにされず、新規に補助金を希望する団体に機会が適切に与えられていないのではないか
- ⑧補助金が町の活性化、行政目的の達成により有効に活用されていないのではないか

(3) 補助金交付基準の考え方

上記のような課題意識に対応するとともに、住民目線でゼロベースから今後の補助金のあるべき姿を考えながら議論を進め、新しい「補助金交付基準」を作成した。

基準の定め方として、まず、「補助金交付の原則」で新しい補助金のもっとも中心となる考え方を規定し、ついで、「交付判断の基本要素」で補助金に必要とされる理念的な要素を明確にし、さらに、「補助金交付のルール」で個々の補助金の適否判断項目を明確にした。

この中で、「補助金交付の原則」として二つの項目を最初に置いたのは、当町の補助金のあり方を根底から変える原則を明確にするためである。

①「補助金交付の原則」として次の2点を明確にした

i 事業補助の原則

団体の維持、運営に要する経常費用（人件費、物件費など）への補助は、どうしても補助が常態化、長期化しがちで、結果として、団体の自助努力による自立の遅れに繋がっていることを考慮し、これを改める。

新たに、団体等が行う事業に着目し、補助金申請のあった事業について、基準に沿って審査のうえ適否の判断を行ない、補助の是非を決定する。

ii 公募の原則

現状は補助金交付先が固定化（既得権化）している結果、同種類別の事業を行う団体との間に不公平が生じる可能性があるとともに、町の活性化などにつながる新規分野への補助を困難にしている。

補助を受ける機会をより公平にするとともに、補助金交付をオープンかつクリアにするため、公募により補助希望事業を募る形に改める。

既存の補助金についても、「事業補助の原則」「公募の原則」に切り替えが可能なものについては切り替えることとする。

但し、補助金を申請する団体等の性格や資金使途から、「事業補助の原則」「公募の原則」に拠ることができない補助金については、その理由を明確にするとともに、理由が真にやむを得ないと認められる場合には、二つの原則の適用除外とする。

②「交付判断の基本要素」として、次の4点を明確にした。

貴重な税金を財源としている補助金に求められる基本要素を4点に整理し、補助を行う際には、これらを満たすことを求めた。

- i 公益性：行政の目指す方向に合致し、広く町民の福祉向上と利益につながっているか
- ii 公平性：特定の団体、地域等に偏ることなく、公平であるか
- iii 透明性：補助金の使途が明確であり、会計処理が適切かつオープンであるか
- iv 必要性：受益者負担なども含め、補助金に代わる資金の捻出方法がないか

③「補助金交付のルール」

補助金交付の適否の判断は、上記の「補助金交付の原則」「交付判断の基本要素」を満たすものを対象に、以下の点について評価を行うこととした。

- i 補助内容の妥当性：補助金申請の算定根拠が明確かつ妥当か
使途は申請目的に沿い、妥当か（目的外使用はないか）
財務状況が明確かつ妥当か
会計処理が適切に行われているか
- ii 補助期間：原則1年 但し、複数年必要な事業については一定の配慮を行う
- iii 補助率：原則として必要経費総額の50%以内

④情報公開

補助金の交付先、使われ方をオープンにするため、補助金交付状況を広報紙やホームページに公表するとともに、補助金交付基準や手続きを広く町民に周知し、新規に補助金を希望する団体に公平に機会を与えることを明確にした。

⑤補助金の検証とペナルティ

補助金が基準に沿って適切に交付されているか、また、交付された補助金が適切に使われているか、申請時に示された目標に沿う成果をあげているかを検証することを明確にした。

併せて、補助金の目的外使用など、不正な行為が明らかになった場合には、補助金の返還を求めるなど一定のペナルティを課すこととした。

⑥住民参加の検証システムの設置

前記の補助金の検証を毎年実効性がある形でかつオープンな形で継続させるた

めには、住民を主体とする新しい委員会などの設置が有効と考えられる。

基準では、住民参加の検証システムの設置としたが、具体的な形については、事務局で検討されたい。

(4) 現行補助金見直し基準の考え方

補助金交付基準の作成後、引き続いて、現行の補助金（平成22年10月現在）について、補助金制度の適正な運用を行なうため必要な検証・見直しの仕方を検討した。

その結果、「現行補助金見直し基準」を定めることとした。

補助金交付基準の考え方に基づき見直しのルールを明確にして、これに基づいて個々の補助金の評価を行い、方向性（継続、縮小、廃止など）を判定することとした。

3 補助金交付評価表（チェックシート）について

補助金交付基準を使って、個々の補助金を評価する場合、基準に盛り込まれている項目を数値化して評価することが、補助金間あるいは判定者間の判断の偏りを防ぐために妥当であると判断した。そのため、他市町の事例なども参考に補助金交付評価表を作成した。

なお、当然ながら、補助金交付評価表から得られる結論は一応の目安であって、最終結論は、補助金交付評価表の結果と補助金交付基準をベースに総合的に判断することになる。

4 現行の補助金の見直し手順ならびに留意事項

(1) 現行の補助金についての見直し手順

- ①各担当課に個々の補助金すべてについて、「上牧町補助金状況調書」（以下「調書」という。）の作成を依頼
- ②個々の補助金ごとに、調書に基づき、補助金交付評価表で評価を実施（事前評価）
- ③担当課責任者からヒアリング実施
- ④調書ならびにヒアリング結果にもとづき、補助金交付評価表の事前評価に修正すべき箇所があれば修正（事後評価）するとともに、継続、縮小、廃止などの判定、ならびに判定にいたる考え方（理由及び意見等）を検討
判定に当たっては、補助金交付評価表から得られる結果を目安にしながら、現行補助金見直し基準をベースに総合判断
- ⑤判定（案）を作成、再検討の上、判定（暫定結論）を取り纏め
- ⑥すべての補助金の見直し作業が終了したあと、全体のバランスが取れているかなどの観点から、全補助金の判定（暫定結論）について調整を実施

(2) 見直しに当たって留意した事項

- ①当町の補助金は、先述のとおり、ここ数年町財政の悪化とともに削減されてきており、当委員会が担当した補助金は、この4年間で約40%圧縮されている。
- ②削減の方法は主として一律削減によるもので、削減先からは町財政が回復した際に

は元の金額に戻すことを期待されているところもあると聞いている。

- ③当委員会では、本文で触れたとおり、当町の補助金をゼロベースから見直し、既得権的なものを廃し、「事業補助の原則」「公募の原則」を2本柱に立てた新しい補助金制度に衣替えすることにより、税金を原資にする補助金が町の活性化に資するものとなるよう見直すことを心がけた。
- ④一方で、現行の補助金には負担的補助金を含め多様なものが含まれており、一気にすべてを新しい基準で整理することは難しいことも現実である。
- ⑤現行の個々の補助金については、継続、縮小、廃止などの判定結果とともに、結論に至った経緯を出来るだけ簡潔に理由及び意見等として記載した。また、継続の場合にも、再検討が必要と思われる課題がある場合にはそれを併記した。
- ⑥課題指摘は、補助金そのものに限定せず、当該団体の抱える問題と考える事項についても敢えて指摘している。
- ⑦「廃止」と判定した補助金の多くについて、事業補助の原則に則り、当該団体が行なう事業への補助金として新たに申請があれば、補助金交付基準に基づき補助の適否を検討することとしている。
- ⑧当委員会では、調書ならびにヒアリングをもとに検討を進めたが、資料が不十分なものがあり、またヒアリングも時間の制約から各補助金の実態について完全に把握したとは言い切れない。
- ⑨したがって、当委員会で把握できなかった点があれば当局でそれを補っていただいて、その結果、結論（判定）の見直しが必要であれば現行補助金見直し基準に沿い、妥当な結論を得ていただきたい。
- ⑩各委員は、事務局から提供される調書などの資料や担当課ヒアリングにとどまらず、それぞれインターネットなどから他市町の資料などを積極的に収集し、委員会での検討に反映させている。
- ⑪なお、二つの原則（事業補助の原則、公募の原則）に沿っての新しい補助金交付の事務手順（ルール）、ならびに新しい「補助金交付申請書（添付資料含む）」の書式については、事務局で作成されたい。

5 さいごに

— 町の活性化に向けて —

今後、当意見書を指針として、個々の補助金の見直しにとどまらず、理由及び意見等で指摘した補助金交付団体の抱える課題の検討なども指導、助言していただき、当意見書が補助金のより有効な活用に活かされるとともに、補助金交付団体の活性化にもつながることを期待している。

さらに、厳しい財政状況の中にあっても、毎年、補助金総額の一定割合を、新しい事業補助希望者（団体）に充てることにし、これを公募で募ることにすれば、町の活性化のひとつのきっかけになると思われるので是非検討されたい。

また、補助金交付基準にも謳っているが、税金を財源とする補助金が将来に亘って当町の

活性化に寄与する仕組みのひとつとして、住民参加の補助金検証システムを速やかに設置されることを望みたい。

以上

上牧町補助金制度検討委員会 委員名簿

(五十音順)

氏 名	備 考
こばやし みつひろ 小林 三紘	委員長
つる としろう 鶴 敏朗	副委員長
あおき こうじ 青木 弘詞	
あ べ としお 阿部 敏雄	
おあな たいせい 小穴 大成	
こだま ひろあき 小玉 裕明	
たなか よしき 田中 吉喜	
たにぐち ぐんじろう 谷口 軍二郎	
はしば やすはる 橋羽 安治	
やまかわ ひろし 山川 博	

補助金交付基準

町民に開かれた透明性のある補助金制度とするため、補助金を交付する際の統一ルールとなる補助金交付基準（以下「本基準」という。）を策定し、交付対象、検証の仕組みなどを明確にする。

1. 補助金交付の原則

（1）事業補助の原則

- ①補助の目的及び補助対象の明確化を図るため、事業補助を原則とする。
- ②補助金を受けようとする者は、対象事業の内容、達成目標、補助の必要性などを明確に示して申請を行う。

（2）公募の原則

補助金について、交付を受ける機会をより公平にし、開かれたものにするため、公募とする。

（3）適用除外

補助金を申請する団体等の性格や資金使途から、上記（1）（2）の二つの原則に拠ることが出来ない補助金については、その理由を明確にするとともに、理由が真にやむを得ないと認められる場合には、二つの原則の適用除外とする。

2. 交付判断の基本要素

補助金の交付は、以下の基本要素を原則として満たすものを対象とする。

（1）公益性

- ①広く町民の福祉向上と利益の増進につながるか。
- ②行政の目指す方針に合致しているか。
 - ・事業分野が行政の方針と合致していること。（少子高齢化対策、教育、子育て、地域活性化、上牧町を特色づける事業等）

（2）公平性

特定の団体・地域等に偏ることなくバランスがとれているか。

(3) 透明性

- ①補助金の使途が明確か。
- ②会計処理が適切に行われ、オープンにされているか。
 - ・決算報告等が適切に行われていること。
 - ・裏づけとなる領収書等が適切に管理されていること。

(4) 必要性

- ①住民ニーズに適合しているか。
 - ・住民ニーズがあり、町が支援すべき事業と認められること。
- ②受益者負担なども含め、補助金に代わる資金の捻出方法がないか。

3. 補助金交付のルール

補助金の交付に当たっては、「1. 補助金交付の原則」並びに「2. 交付判断の基本要素」を満たすものを対象に、以下の交付ルールに沿って、交付の適否並びに金額を決定する。

(1) 補助内容の妥当性について

- ①補助金申請の算定根拠が明確かつ妥当であること。
 - ・対象事業の費用見積り、資金計画が明確に示されていること。
 - ・補助金を前提とした運営になっていたり、自助の努力に欠けたりしていないこと。
 - ・無駄を排除した効率的な計画になっていること。
 - ・受益者に応分の負担を求めていること。
 - ・補助金の交付先から、さらに下部組織に助成しているものでないこと。
- ②補助金の使途は申請目的に沿い、かつ妥当なものであること。
 - ・交際費、慶弔費、懇親会費等補助金の使途として不適切なものは対象外としていること。
- ③財務状況が明確で妥当性があること。
 - ・繰越金・剰余金等が単年度の補助金額を超えていないこと。
但し、団体の維持継続に必要と思われる範囲内の額であるときは、この限りではない。
 - ・多額の積立金、基金等を有していないこと。
 - ・自主財源の確保及び効率的な運営への努力がなされていること。
- ④会計処理が適切であること。
 - ・適正な監査機能を有していること。
 - ・補助申請事業の収支計算書と、申請団体の会計書類が区分されて作

成されていること。

(2) 補助期間について

補助期間は原則1年とする。ただし、複数年必要な新規事業については、一定の配慮を行うが、2年目以降の補助金交付については、当該年度毎に適否を判断する。

(3) 補助率について

①補助率は、対象事業の内容、規模などに応じて判断するものとし、原則として必要経費総額の50%以内とする。

②上記にかかわらず、本来町が行うべき事業を団体が行うもので負担的要素の強い補助金については、定額もしくは町の一定の算定式により算出した額とする。

4. 補助金制度並びに補助金交付状況の情報公開

(1) 補助金交付制度の周知

補助金交付の基準を明確にし、広く町民に公開することにより、新規補助金希望者に適切かつ公平に機会を与える。

(2) 補助金交付状況の公開

補助金の使われ方については、広く町民に周知すべく広報紙やホームページにより補助金の金額や内容を公表する。

5. 補助金の検証

(1) 補助金の交付に関し、次の点について検証を行う

①補助金が本基準に沿って適切に交付されているか。

②交付された補助金が適切に使われているか。

③対象事業が、補助金申請時に示された達成目標に沿う成果をあげているか。

(2) 住民参加の検証システムの設置

①(1)の検証を行うために、住民参加による常設の検証システムを設置する。

②検証は、毎年行う。

(3) 補助金の目的外使用などのペナルティ

補助金を目的外に使用するなど本基準に反する不正な行為があった場合には補助金の返還を求めるとともに、一定期間補助金の交付対象外とする。

現行補助金見直し基準

現行の補助金（平成22年10月現在）について、補助金が有効かつ適正に運用されるよう、見直しに必要な措置を「現行補助金見直し基準」として定める。

1. 補助金制度検討委員会において、補助金交付基準に基づき、ゼロベースから補助金交付の妥当性について検証を行い、検証結果を町長に報告する。

2. 現行の補助金について以下のとおり分類する。

- ①負担的補助金 本来、町が行うべき事業を団体が行うもので、負担的要素が強い補助金
- ②連携的補助金 団体と町が互いに資金・労力等を負担して連携して行う事業への補助金
- ③支援的補助金 団体が自主的に行う事業で町が奨励・支援する事業への補助金
- ④団体運営補助金 団体の維持・運営に要する経常費用（人件費、物件費など）に充てられる補助金
- ⑤その他 上記のいずれにも当たらない補助金

3. 見直しの方向性

補助金について、補助金交付基準の「2. 交付判断の基本要素」並びに「3. (1) 補助内容の妥当性について」（以下併せて「見直し基準」という。）に基づく評価を行い、次の区分により補助金の方向性を定める。

①増額・継続

- ・見直し基準に概ね適合しており、補助が適当と認められるもの。
- ・行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を補完して実施しているもの。
- ・補助の充実が必要であると認められるものについては増額することがある。

②縮小・統合

- ・①に該当するが、より効率的な運営が必要と思われるもの。
- ・繰越金・剰余金が単年度の補助金額を超えているもの。
- ・類似の補助金等があり、統合により効果が上がると考えられるもの。

- ・③に該当するがその程度が廃止にまでは至らないもの。

③廃止

- ・事業の浸透・普及などにより、事業目的が達成されているもの。
- ・社会経済状況などの変化により、事業効果が薄れているもの。
- ・事業目的が十分に達成されていないなど、事業効果が不明確なもの。
- ・国、県等の制度廃止などにより、必要性が認められないもの。
- ・同一団体の運営費補助として、長年に亘り補助されているもので同種
他団体との公平性を欠くもの。
- ・多額の繰越金、積立金などを有しており、当面補助の必要性を認めない
もの。
- ・補助金として支出するよりも、別科目での支出が適当と思われるもの。
- ・その他、見直し基準に合致しないもので、廃止が妥当と判断されるもの。

④対象外

- ・役場職員を対象とした自己啓発や研究会参加費など、見直し基準に基づ
く評価が適当と思われないもの。

4. 見直しの結果、「増額・継続・縮小」となった補助金について、事業補助
の原則に適合しないときは、出来るだけ事業補助の原則に沿う申請に改める
よう当該補助金交付先に求めるとともに、公募制が導入されたときには、当
該補助金交付先にも公募制を適用するものとする。

但し、負担的補助金やまたは団体の性格からみて、事業補助の原則並びに
公募の原則の適用が困難なときは、その理由を明確にするとともに、理由が
真にやむを得ないと認められる場合にはこの限りではない。

5. 見直しの結果、「廃止」となった補助金について、当該補助金交付先から
新たに事業補助の原則に則った申請があれば、補助金交付基準に基づき、補
助の適否を判断する。

<新規用>

上牧町補助金交付評価表(チェックシート)

事業名		団体名	
-----	--	-----	--

1. 補助金交付の原則

事業補助の原則	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない (該当できない)	※該当しない(該当できない)理由を裏面に記入して下さい。
---------	-------------------------------	--------------------------------------------	------------------------------

公募の原則	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない (該当できない)	※該当しない(該当できない)理由を裏面に記入して下さい。
-------	-------------------------------	--------------------------------------------	------------------------------

2. 交付判断の基本要素(対象事業の選定)

区分	No.	評価観点	評価(該当する項目に○)				備考
			該当する	おおむね該当	どちらかと言えは該当せず	該当せず	
公益性	1	広く町民の福祉向上と利益の増進につながるか。	3	2	1	0	
	2	行政の目指す方針に合致しているか。	3	2	1	0	
公平性	3	特定の団体・地域等に偏ることなくバランスがとれているか。	3	2	1	0	
透明性	4	補助金の使途が明確か。	3	2	1	0	
	5	会計処理が適切に行われ、オープンにされているか。	3	2	1	0	
必要性	6	住民ニーズに適合しているか。	3	2	1	0	
	7	受益者負担なども含め、補助金に代わる資金の捻出方法がないか。	3	2	1	0	
小計点数							
合計点数							

※14点以上かつ「該当せず」にチェックが付かなかった場合に採用候補とする。

結果	採用候補	不採用候補
----	------	-------

3. 補助金の交付ルール(交付適否の判断)

区分	No.	評価観点	評価(該当する項目に○)				備考
			該当する	おおむね該当	どちらかと言えは該当せず	該当せず	
補助内容の妥当性	1	対象事業の費用見積り、資金計画が明確に示されているか。	3	2	1	0	
	2	補助金を前提とした運営になっていたり、自助の努力に欠けたりしていないか。	3	2	1	0	
	3	無駄を排除した効率的な計画になっているか。	3	2	1	0	
	4	受益者に応分の負担を求めているか。	3	2	1	0	
	5	補助金の使途は申請目的に沿い、かつ妥当なものであるか。	3	2	1	0	
	6	繰越金・剰余金等が単年度の補助金額を超えていないか。	3	2	1	0	
	7	多額の積立金、基金等を有していないか。	3	2	1	0	
	8	自主財源の確保及び効率的な運営への努力がなされているか。	3	2	1	0	
	9	適切な監査機能を有しているか。	3	2	1	0	
	10	補助申請事業の収支計算書と、申請団体の会計書類が区分されて作成されているか。	3	2	1	0	
小計点数							
合計点数							

※合計点数の高いものから優先候補とする。

【事業補助の原則において該当しない(該当できない)理由】

【公募の原則において該当しない(該当できない)理由】

<現行補助金見直し用>

上牧町補助金交付評価表（チェックシート）

No.	担当課	補助金名	補助金額（円）	分類
-----	-----	------	---------	----

1. 交付判断の基本要素

区分	No.	評価観点	評価（該当する項目に○）				備考
			該当する	おおむね該当	どちらかと言えば該当せず	該当せず	
公益性	1	広く町民の福祉向上と利益の増進につながるか。	A	B	C	D	
	2	行政の目指す方針に合致しているか。	A	B	C	D	
公平性	3	特定の団体・地域等に偏ることなくバランスがとれているか。	A	B	C	D	
透明性	4	補助金の使途が明確か。	A	B	C	D	
	5	会計処理が適切に行われ、オープンにされているか。	A	B	C	D	
必要性	6	住民ニーズに適合しているか。	A	B	C	D	
	7	受益者負担なども含め、補助金に代わる資金の捻出方法がないか。	A	B	C	D	

- ・各区分がすべて「該当する」については、増額候補とする。
- ・「該当せず」がひとつでもついた場合は、原則「廃止」の対象候補とするとともに「廃止」とならない場合は、「縮小」の対象とする（縮小幅は個別に検討）。
- ・「どちらかと言えば該当せず」が2つ以上ついた場合は、縮小の対象とする。

2. 補助金の交付ルール

区分	No.	評価観点	評価（該当する項目に○）					
			問題なし	おおむね問題なし	やや問題あり	問題あり	不明	評価不能
補助内容の妥当性	1	対象事業の費用見積り、資金計画が明確に示されているか。	3	2	1	0	—	2
	2	補助金を前提とした運営になっていたり、自助の努力に欠けたりしていないか。	3	2	1	0	—	2
	3	無駄を排除した効率的な計画になっているか。	3	2	1	0	—	2
	4	受益者に応分の負担を求めているか。	3	2	1	0	—	2
	5	補助金の使途は申請目的に沿い、かつ妥当なものであるか。	3	2	1	0	—	2
	6	繰越金・剰余金等が単年度の補助金額を超えていないか。	3	2	1	0	—	2
	7	多額の積立金、基金等を有していないか。	3	2	1	0	—	2
	8	自主財源の確保及び効率的な運営への努力がなされているか。	3	2	1	0	—	2
	9	適切な監査機能を有しているか。	3	2	1	0	—	2
	10	補助申請事業の収支計算書と申請団体の会計書類が区分されて作成されているか。	3	2	1	0	—	2
小 計 点 数								
合 計 点 数								

- ・「不明」については、不明点を明らかにした上で再検討する。情報不足により不明点を明らかにすることが不可能なものについては、判明している項目のみで判断を行うか「評価不能」とする。
- ・評価観点の適用がなじまず評価不能の項目には2点を付与する。

【評価点数】

個別評価の合計点数を総合評価の目安にする。 30点～20点：継続・19点～11点：縮小・10点～0点：廃止
 ただし、縮小については下記の点数区分による減額幅を目安とする。 19点～17点は、△10%・16点～14点は、△30%・13点～11点は、△50%

<参考>

区分	No.	評価観点	チェック項目	備考
事業補助の原則	1	事業補助への移行が可能であるか。	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 不明	
公募の原則	2	公募型補助金へ移行が可能であるか。	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 不明	

3. 総合評価

該当する項目に○	具体的な内容・理由
増額・継続	
縮小・統合	
廃止	
対象外	

委員署名： _____